【参考資料４】

村上市
デジタルトランスフォーメーション(DX)
推進方針
【第4.0版】

村上市

更新履歴

版歴	年月	備考
第1.0版	令和4年(2022年)3月	
第2.0版	令和5年(2023年)3月	
第2.3版	令和6年(2024年)7月	
第4.0版	令和7年(2025年)7月	

目　　次

はじめに **1**

1　推進方針策定の背景と本市の課題 **2**
1.1 社会情勢 2
1.2 国の政策の動向 5
1.3 本市の課題 7
1.4 本市を取り巻く環境と課題俯瞰 9

2　推進方針 **10**
2.1 本方針の位置付け 10
2.2 本方針の期間 11
2.3 目指すべき姿 11
2.4 基本方針 12
2.5 重点項目と取組事項 16
2.6 推進体制 21

3　スケジュール **22**
3.1 国の自治体DX推進スケジュール 22
3.2 村上市DX推進の全体スケジュール 22

(参考)用語集 **24**

(参考)資料集 **26**

はじめに

昨今、人工知能(AI)、ロボット(RPA)、超高速通信(5G)などのデジタル技術は、急速に進歩し多くの分野でその活用は不可欠なものとなり、私たちの生活においても様々な影響を与えています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、働き方や私生活における変化を加速させるものとなり「新たな生活様式への転換」に向けた取組が必要となっています。

国においては、令和２年(2020年)12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が決定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」が示されました。

また、令和３年(2021年)10月にデジタル庁が発足、令和5年(2023年)6月9日には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、強力にデジタル化の取組を加速しています。

本市においても、少子高齢化や広大な面積を有するが故のサービス提供のあり方など諸課題を乗り越えるために、先進のICT活用により一層の業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていく必要があります。

このような背景を踏まえ、本市におけるICTの活用により、市民の誰もが、必要とするサービスを享受でき、様々な生活の場面で向上的変化がもたらされることを目指し、「村上市デジタルトランスフォーメーション(DX)推進方針」を策定します。

1　推進方針策定の背景と本市の課題

1.1　社会情勢

(1)情報通信技術の急速な発展

近年、人工知能(AI)、ロボット・RPA、5G、IoTなどの情報通信技術は急激に発展し、社会システムの中へ実装されはじめています。

●人工知能(AI)の発展

情報化の進展とともに社会の中でデータの蓄積が進んだこともあり、AIの技術開発や実用化が急速に進展し、我々の生活の至るところに普及してきています。

●RPA(Robotic Process Automation)の活用

人間が行う業務の処理手順をPCのウェブブラウザのような操作画面上から登録しておくだけで、定型的で反復性の高い業務に大きな効果を発揮できます。

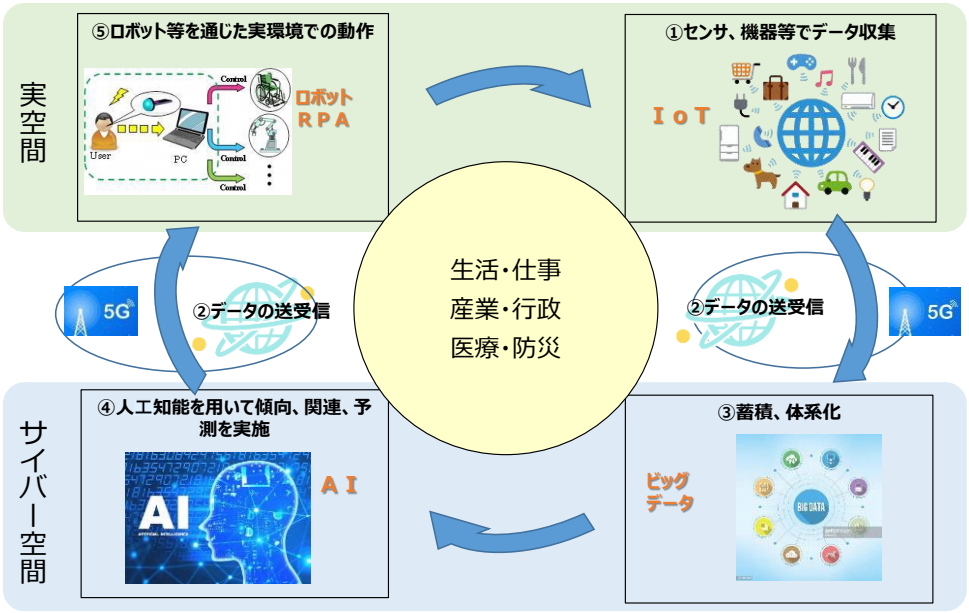
●5G(第5世代移動通信システム)による通信速度の向上

情報通信環境は約20年間で大きく進展しており、5Gでは、30年前の約10万倍もの速さの高速通信が可能となります。この技術を利用したVR/ARといった新たなサービスが発展しています。

●IoT(Internet of Things)による接続機器の拡大

パソコンやスマートフォンに加え、テレビやスマートスピーカー等のデジタル情報家電がインターネットに接続される傾向にあり、今までインターネットにつながっていなかったモノをつなぐことが可能となりました。

【図表1.1-1 情報通信技術の発展と連携】

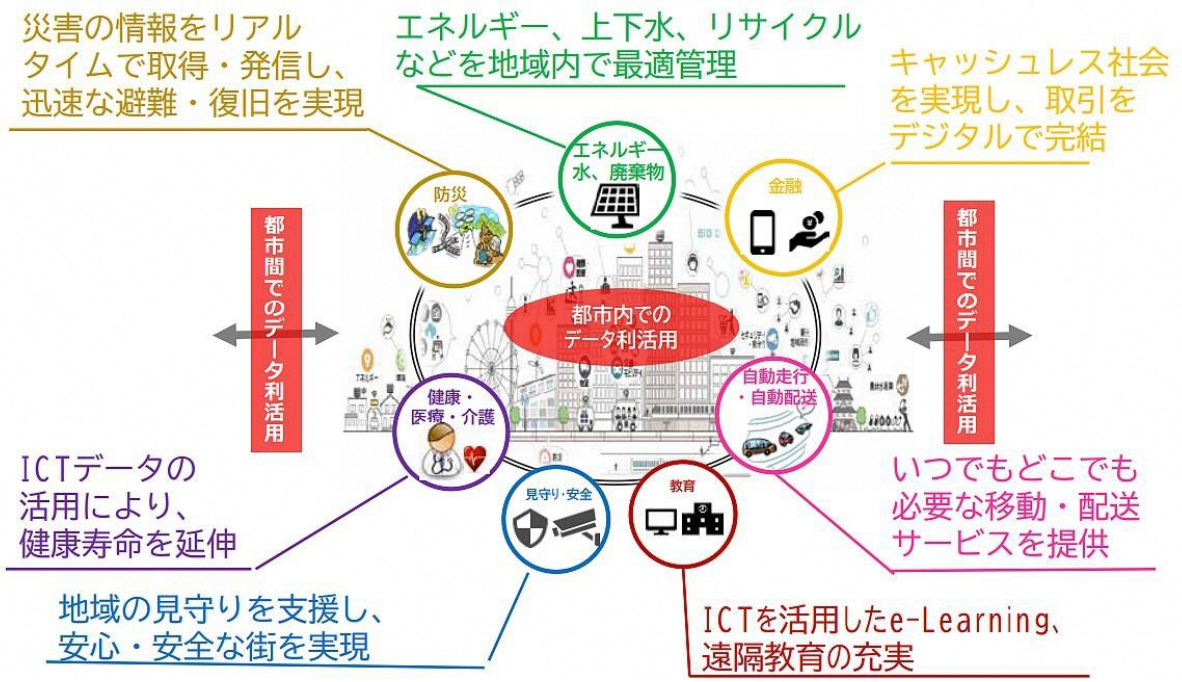


⑵将来的な人口減少を見据えた安定的な行政運営

国内各地においては、将来的な人口減少を見据えた地域活性化や、地域課題の解決に向けた行政の取組が求められているところです。限られた職員や財源で必要な行政サービスを維持しつつ、多様性のある社会へ対応するためには、大幅な業務効率化による生産性向上が必要とされているため、人口が減少することを前提として地域の将来像を描き直す必要があります。

また、限られた人員・財源の中で市民生活の質の維持向上を図るためには、「現状(特性や課題)」を勘や経験ではなく、データにより明らかにしたり、情報そのものを市民サービスに活用したりすることが重要となります。

【図表1.1-2 ICT活用による地域課題の解決】

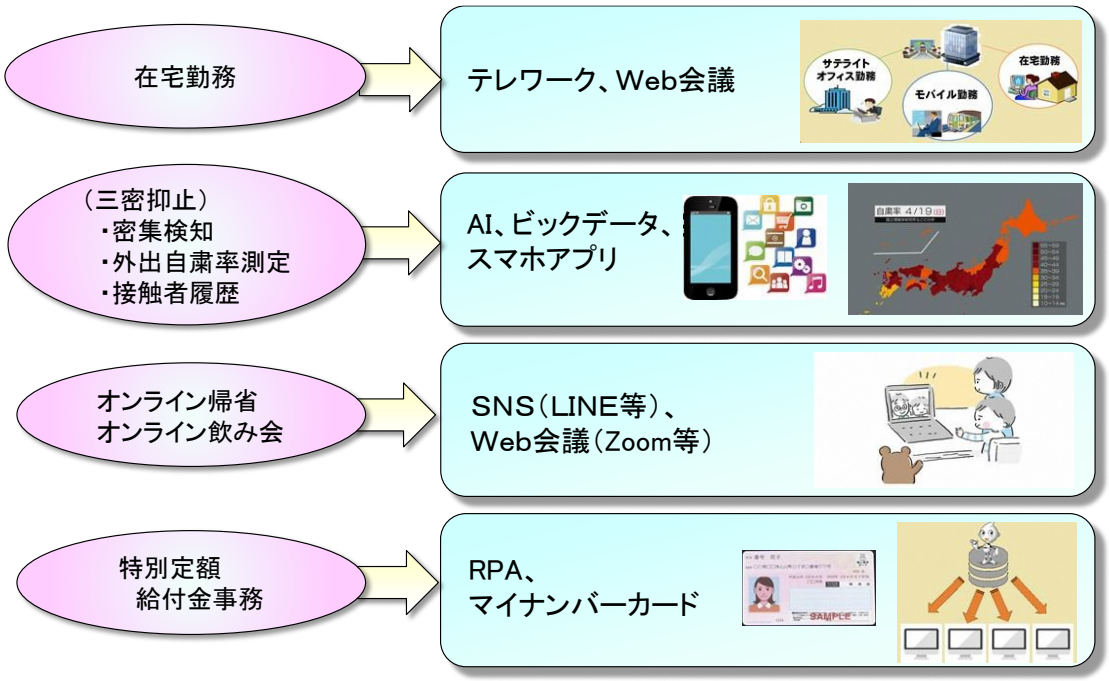


(出典)スマートシティ官民連携プラットフォーム事務局「スマートシティガイドブック」

⑶新たな生活様式への転換

新型コロナウイルス感染症の感染拡大があり、ICTを活用した市民への迅速な経済的支援の実施、地域での感染状況やそのリスクの把握、テレワーク利用による仕事と生活の両立など新たな生活様式へと転換してきました。教育・医療等の分野では、感染拡大防止の観点から、遠隔教育・オンライン診療が実施されています。また、自治体においては、市民が行う様々な行政手続を、いつでも(24時間365日)、どこでも(自宅や会社など)行えるようになっています。

【図表1.1-3 ICT活用による新たな生活様式】



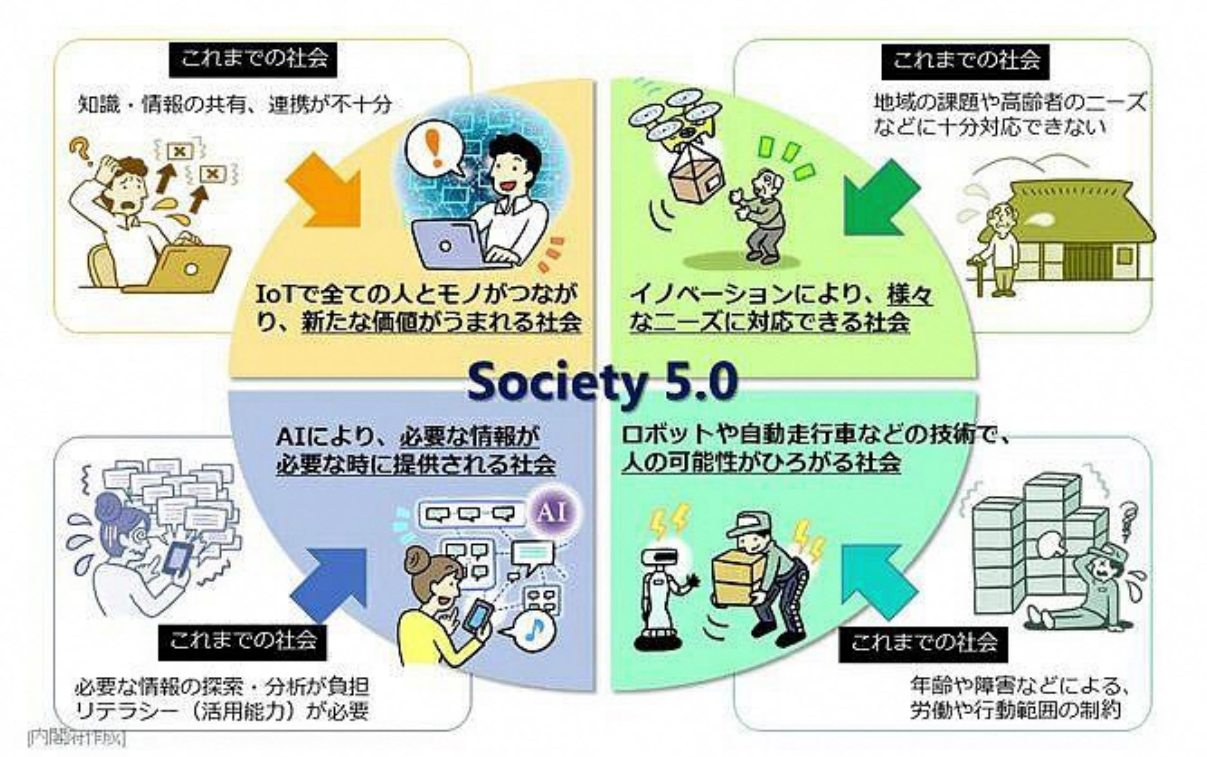
1.2　国の政策の動向

(1)未来社会の姿(Society5.0)の提唱

内閣府は「第5期科学技術基本計画」において、我が国が目指すべき未来社会の姿としてSociety 5.0を提唱しています。これまでの情報社会(Society 4.0)では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人が行う能力に限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障害などによる労働や行動範囲に制約がありました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対して様々な制約があり、十分に対応することが困難でした。

Society 5.0で実現する社会は、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。社会の変革(イノベーション)を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会を目指しています。

【図表1.2-1 Society 5.0で実現する社会】



出展：内閣府

⑵デジタル社会の実現に向けた基本戦略の策定

デジタル庁においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和５年(2023年)6月9日閣議決定)を策定しました。これは「デジタル社会形成基本法」「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」「官民データ活用推進基本法」に基づいた計画となっており、デジタルにより目指す社会の姿、デジタル庁の役割、デジタル社会の実現に向けた理念・原則・施策、デジタル化の基本戦略、今後の推進体制等をまとめています。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、デジタル社会形成のための基本原則として、「10原則」を示し、「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」を方針として掲げています。これは、「個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえ、利用者目線できめ細かく対応していくことにより、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できる」ことを示しています。

＜デジタル社会形成のための基本10原則＞　(資料①)

①オープン・透明	⑥迅速・柔軟
②公平・倫理	⑦包摂・多様性
③安全・安心	⑧浸透
④継続・安定・強靭	⑨新たな価値の創造
⑤社会課題の解決	⑩飛躍・国際貢献

⑶行政デジタル化改革の推進

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、サービスデザイン・業務改革(BPR)の徹底や行政手続のデジタル化、情報システムの標準化・共通化といった自治体における施策を効果的に実行していくためには、国の主導の元、自治体全体として足並みを揃えて取り組んでいく必要があります。

また、総務省は先述の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」における各施策について、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等をとりまとめ、「自治体DX推進計画」(資料②)を策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくこととしています。

さらに「自治体DX推進計画」と合わせ、総務省は自治体が本計画を踏まえて着実にDXに取り組めるよう、DXを推進するにあたって想定される一連の手順(DXの認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DXの取組の実行)を示す「DX推進手順書」(資料③)を策定し、公表しています。

主にDX推進計画の「自治体におけるDXの推進体制の構築」に対応し、先行的な自治体の事例等をもとに、各自治体がその実情に応じてDXを推進する際の参考となるよう手順を示すものとなっています。

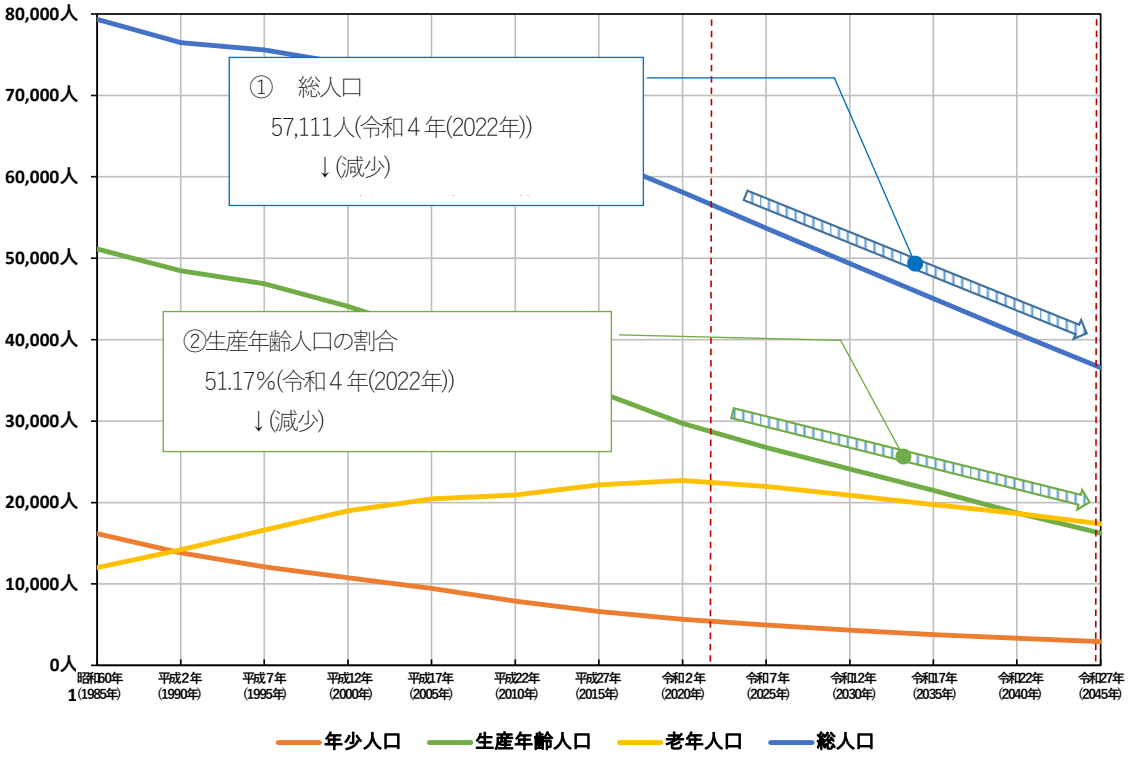
1.3　本市の課題

(1)人口減少などによる歳入減少及び少子高齢化による財政負担の増加

本市の総人口は、令和４年(2022年)１月１日現在、57,111人ですが、令和27年(2045年)には36,568人に減少すると推計されています。また、これまでの推移から主たる働き手である生産年齢人口が総人口に占める割合は、51.17％(令和４年(2022年))から44.46％(令和27年(2045年))に減少すると推計されています。

これらのことから、本市の将来においては、労働生産力の減少、市税(市民税、介護保険料、国民健康保険税等)の歳入が減少することが懸念されます。

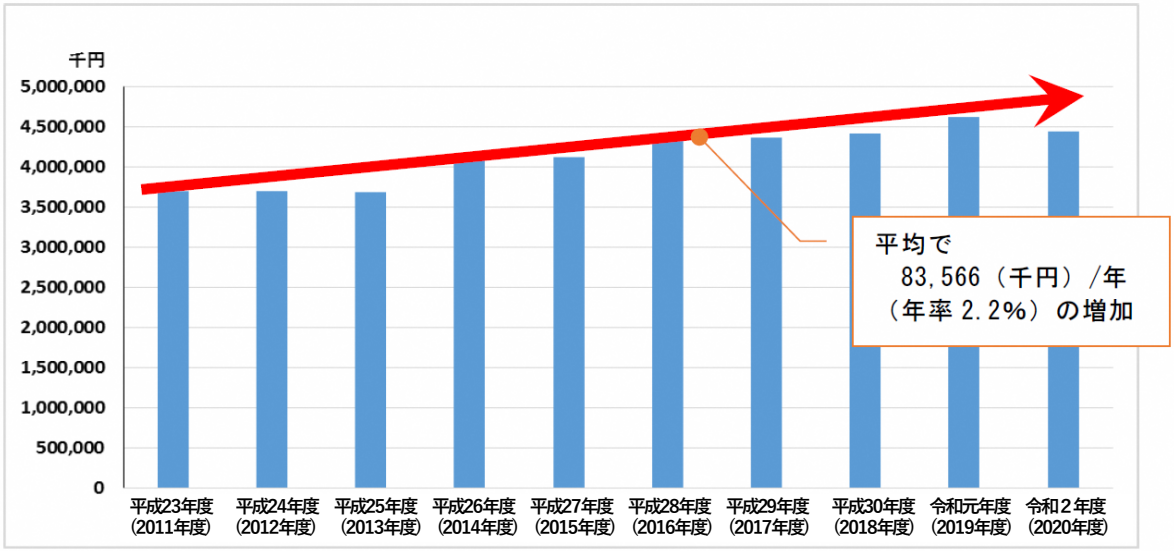
【図表1.3-1 村上市 人口推移】



(出典データ)国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)』

また、法定化され、必須なサービスである生活保護費や障害福祉サービス関連経費などの社会保障費は、年々増大傾向にあり、本市の財政負担が増大する懸念があります。したがって、持続可能な財政運営のためには、行財政改革及び行政コストの適正化を進めることが重要な課題であり、ICTの活用を進める必要があります。

【図表 1.3-2 村上市 社会保障関連経費の推移】



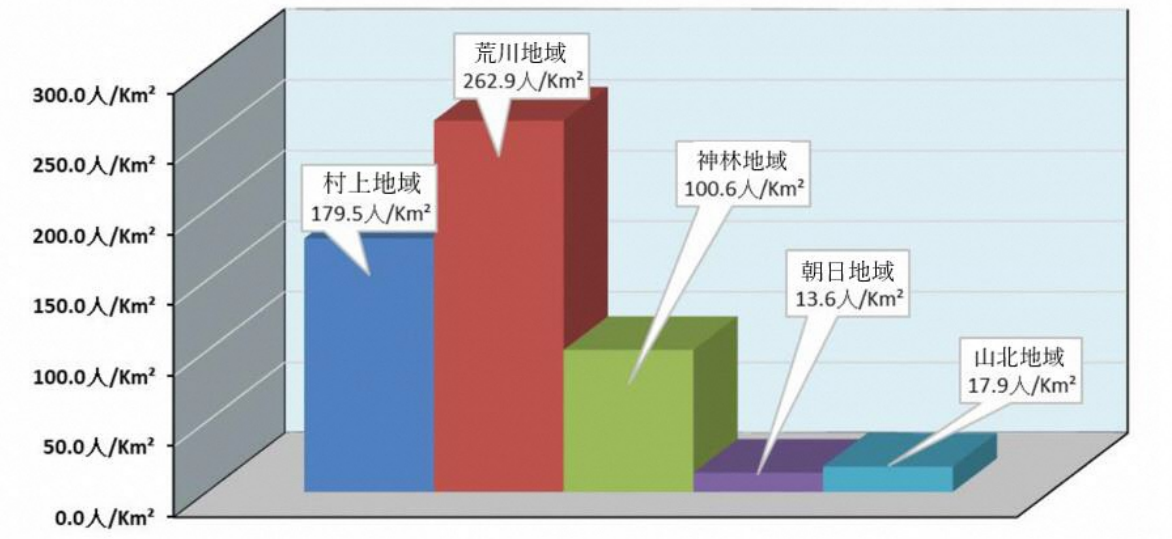
（出典データ）村上市決算資料［普通会計の扶助費を指標として使用］

⑵広大な面積を有する本市における安定的な行政サービスの提供と向上

本市の総面積は新潟県内１位の1174.17Km²という広大な面積を有していますが、海、山、川、谷沿いに小規模集落が点在している地域が市内各所にあり、特に山北地域、朝日地域において過疎化が加速しています。

しかしながら、これらの各地域も含めすべての市民へ等しく行政サービスを提供するためには、ICTを活用して地理的条件を克服し、効率的なサービス運営を維持・継続する必要があります。

【図表 1.3-3 村上市 地域別人口密度】↵



(出典データ)村上市ホームページ

①　地域別人口：人口と世帯数(令和３年度(2021年度))　②地域別面積：むらかみ市勢豆知識(令和２年度(2020年度))

⑶ICTの活用による業務改革(BPR)意識の確立

AIやRPAなどのICT技術が普及してきている状況下において、本市における行政事務や行政サービスでの利活用は十分とは言えず、まだまだ検討及び活用の余地がある状況です。

業務の多様化・複雑化、変化する社会情勢への対応、増加する業務に対する人的リソース(会計年度任用職員の任用など)を増やすことでの対処など、課題として認識しているこれらのことについて、ICT技術の活用による解決に向けた取組を推進することが重要であると考えています。

1.4　本市を取り巻く環境と課題俯瞰

これらのことを踏まえ、本市を取り巻く環境(社会情勢、国の政策の動向)及び本市の課題を俯瞰したものを以下に示します。

【図表 1.4-1 本市の環境俯瞰図】



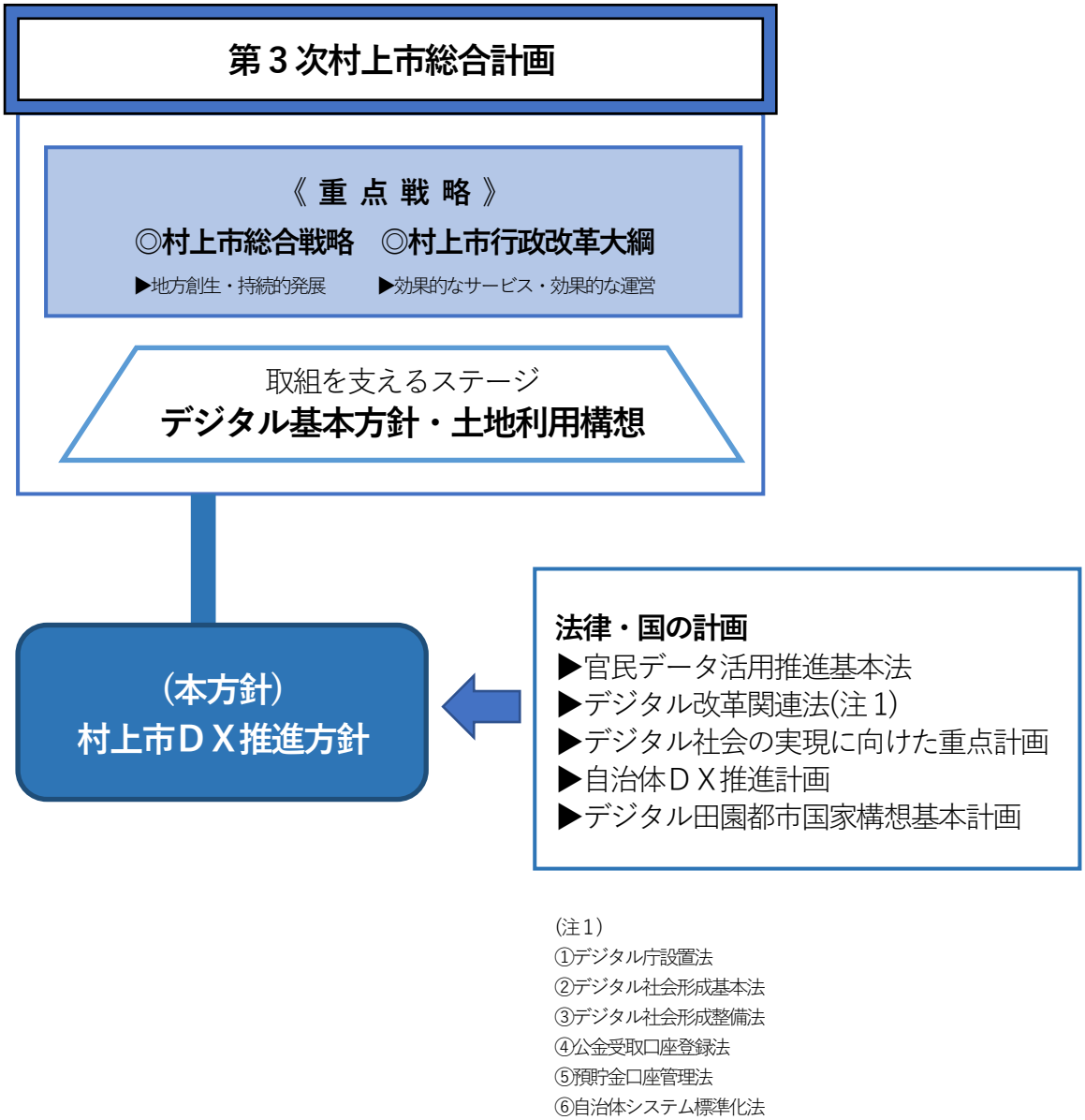
2　推進方針

2.1　本方針の位置付け

本方針は、「官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)」 並びに国の各種計画等を踏まえつつ、第3次村上市総合計画における将来像「あふれる笑顔のまち村上」の実現を推進するためのビジョンとして次のとおり位置付けます。

なお、社会情勢や技術動向等の変化に対応できるよう、周辺環境に大きな変化が生じた場合は必要に応じて見直しを行うこととします。

【図表2.1-1 方針の位置付け】



(注1)
①デジタル庁設置法
②デジタル社会形成基本法
③デジタル社会形成整備法
④公金受取口座登録法
⑤預貯金口座管理法
⑥自治体システム標準化法

2.2 本方針の期間

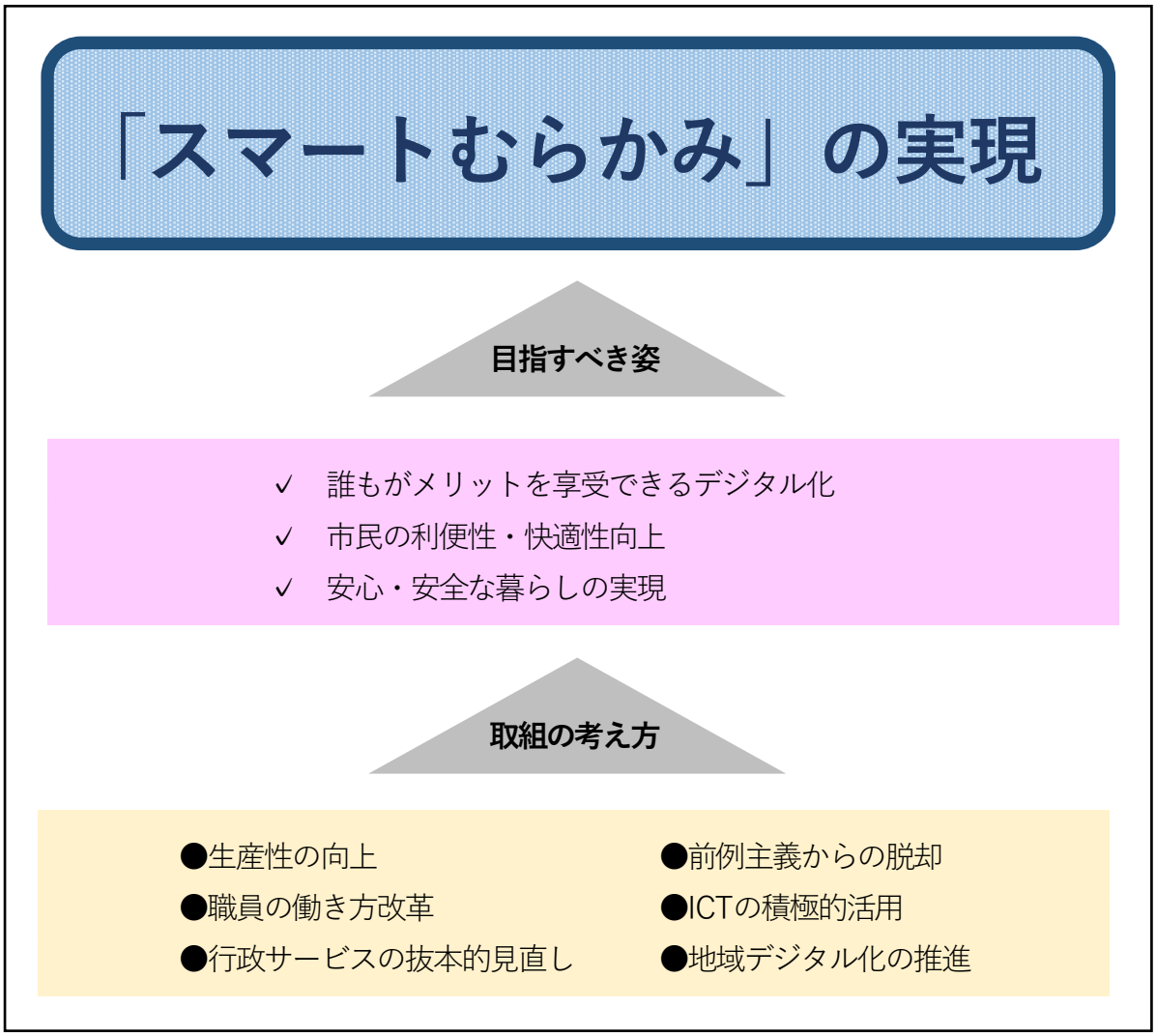
期間は、「第３次村上市総合計画」と合わせて、令和４年度(2022年度)から令和８年度(2026年度)の５年間とします。

ただし、社会情勢の変化等により、見直しの必要が生じた場合は改定します。

2.3　目指すべき姿

村上市DX推進の目的は、本市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、行政機能やサービスを効率化･高度化し、市民誰もが生活の利便性や快適性を享受できるとともに、安心・安全に暮らせるまち「スマートむらかみ」を実現することにあります。

【図表2.3-1 村上市DX推進により目指すべき姿】



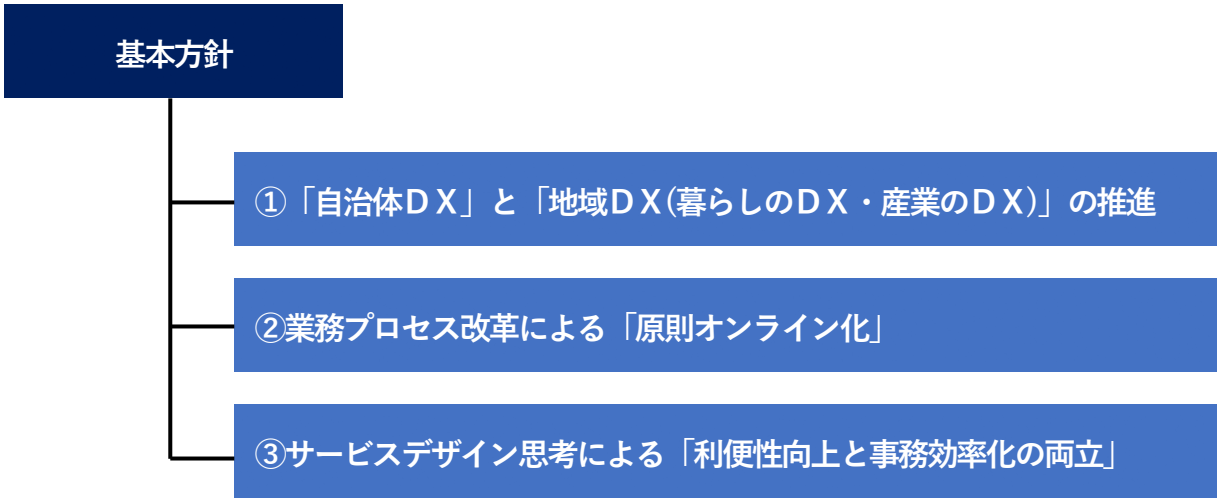
このためには、先ず、行政事務において、前例主義からの脱却とICTの積極的活用により、行政サービスの抜本的見直しを進めるとともに、職員の働き方改革を通じた生産性の向上を推進する必要があります。

また、「村上市DX」は、市民とともに行政サービスを持続的にアップデートし、市民と行政の双方がより力を発揮しやすい状態となることを目指します。

2.4　基本方針

「スマートむらかみ」の実現に向け、次に掲げる基本方針に基づき、地域課題の解決や更なる市民サービスの向上を目指します。

【図表2.4-1 村上市DX 基本方針】



(1)「自治体DX」と「地域DX(暮らしのＤＸ・産業のＤＸ)」の推進

「スマートむらかみ」の実現に向けて着実な推進を図るため、「自治体DX」と「地域DX」の２つのフェーズに分けて推進します。一方、「自治体DX」と「地域DX」は双方に関連する取組もあることから「重要性」や「実現性」といった視点も念頭に置き、柔軟に推進します。

①自治体DXの推進

デジタル技術やデータの利活用による行政サービスの提供により市民の利便性を向上させるとともに、ICT技術を活用した業務へと転換する業務改革(BPR)によって効率化を図り人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことを目的として推進します。

＜主な取組＞

●意識醸成と人材育成
●公金収納におけるeLTAXの活用
●自治体情報システムの標準化・共通化
●業務改革(BPR)への取組
●ペーパーレスの推進、会議・コミュニケーション改革
●自治体フロントヤード改革の推進
●マイナンバーカードの普及促進
●AI・RPA等の利用促進
●テレワークの推進
●セキュリティ対策の徹底

②地域DXの推進

・地域ＤＸ

地域における課題に関しICTを活用し、その解決を図るとともに、オープンデータ等による民間の力を活用した地域社会のデジタル化を進めるため、長期的な展望を持ち、着実に推進します。

あわせて、デジタルデバイド対策の一環として、行政手続のオンラインサービスの利用方法や助言・相談を実施するなど、市民に対するきめ細やかなデジタル活用支援を行います。

＜主な取組＞

●デジタルデバイド対策　●オープンデータの活用

・暮らしのＤＸの推進

健康・福祉、子育て、防災、生活環境、学び、地域交通の分野におけるサービスの高度化を行います。

＜主な取組＞

●健康・福祉のＤＸ　●子育てのＤＸ　●防災のＤＸ
●生活環境のＤＸ　●学びのＤＸ　●地域交通のＤＸ
●行政サービスのＤＸ

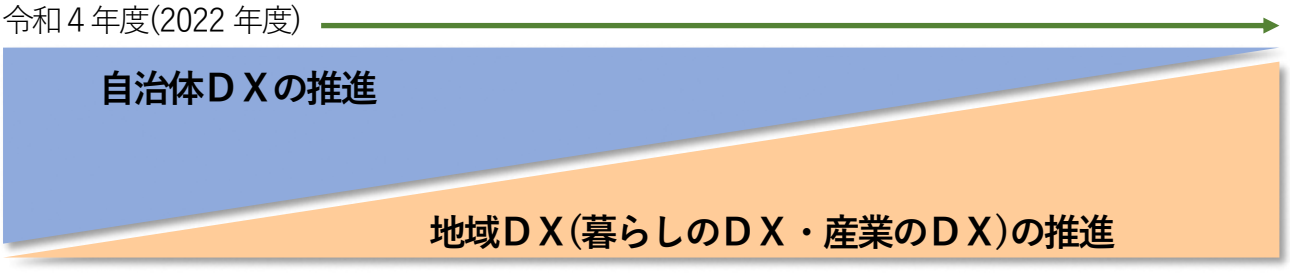
・産業のＤＸの推進

農林水産業・商工業・観光の分野において、デジタル技術によるトランスフォーメーションを進めます。

＜主な取組＞

●農林水産業のＤＸ　●商工業のＤＸ　●観光のＤＸ

【図表 2.4-2 自治体 DX と地域 DX の関連性】



⑵業務プロセス改革による「原則オンライン化」

「自治体DX推進計画」において、デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和４年度末(2022年度末)を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続(31手続)について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとされています。また、それ以外の手続についても各自治体にて積極的にオンライン化を推進するよう求められています。

本市においては、行政サービスのオンライン化実施の３原則に基づき、「紙申請のプロセス」を「デジタルを前提としたプロセス」に変革を行うとともに、行政手続のオンライン化を推進します。これにより、市民の利便性のみならず対象業務における事務処理のシンプル化を実現することで職員の負担軽減も図ります。

【図表 2.4-3 行政サービスのオンライン化実施の３原則】

基本原則	内容
デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結
ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要に
コネクテッド・ワンストップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現

⑶サービスデザイン思考による「利便性向上と事務効率化の両立」

「サービスデザイン思考」とは、サービスを利用する際の利用者の一連の行動に着目し、サービス全体を設計する考え方を指します。

デジタルガバメントの実現は単に情報システムを整備するということが目的ではなく、利用者中心の行政サービス改革を徹底し、利用者から見て一連のサービス全体が「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利な」行政サービスを実現することにあります。次頁に示す「サービス設計12箇条」に基づき、一人ひとりの利用者の行動、一つ一つの利用者との接点を捉え、行政サービスの利便性向上と事務効率化の両立を目指します。

【図表2.4-4 サービス設計12箇条】

サービス設計12箇条

第１条　利用者のニーズから出発する	第７条　利用者の日常体験に溶け込む
第２条　事実を詳細に把握する	第８条　自分で作りすぎない
第３条　エンドツーエンドで考える	第９条　オープンにサービスを作る
第４条　すべての関係者に気を配る	第10条　何度も繰り返す
第５条　サービスはシンプルにする	第11条　一遍にやらず、一貫してやる
第６条　デジタル技術を活用しサービスの価値を高める	第12条　情報システムではなくサービスを作る

2.5　重点項目と取組事項

村上市DXを推進するにあたり、重点項目及び取組事項を以下に示します。

【図表2.5-1 重点項目と取組事項】

重点項目		取組事項
1　村上市DX推進のための土台づくり		①意識改革とデジタル人材の育成
		②実行計画の策定
2 自治体ＤＸ	(1)便利な行政サービスの提供	①行政手続のオンライン化
		②自治体フロントヤード改革の推進
		③公金収納におけるeL-QRの活用
		④マイナンバーカードの普及促進
	(2)行政機能の効率化と組織の変革	①自治体情報システムの標準化・共通化
		②業務改革(BPR)の取組の徹底
		③AI・RPA等を利用促進
		④テレワークの推進
		⑤ペーパーレスの推進・会議、コミュニケーション改革
	(3)厳格なセキュリティ対策	①セキュリティ対策の徹底
3 地域 DX	(1)個々のライフスタイルに適応した地域社会の実現	①デジタルデバイド対策
		②オープンデータの活用
	(2)市民に対する行政サービスのデジタル化（暮らしのＤＸ）	①健康・福祉のDX
		②子育てのDX
		③防災のDX
		④生活環境のDX
		⑤学びのDX
		⑥地域交通のDX
		⑦行政サービスのDX
	(3)産業全体のデジタルトランスフォーメーション（産業のＤＸ）	①農林水産業のDX
		②商工業のDX
		③観光のDX

1　村上市ＤＸ推進のための土台づくり

①意識改革とデジタル人材の育成

DXを組織的・計画的に進めるためには、職員をデジタル人材として育成していくことが重要であるため、職位に応じて身につけるべき能力・技術等を体系的に定めた人材育成方針を策定し、全庁的に取り組みます。

各課に「DX推進員」を配置し、より専門的な知識のインプットや実務スキル獲得によりデジタルリテラシーを向上させ、スキルの横展開をすることで横断的かつ全庁的に推進します。

また、特定のテーマについて、部署を超えた検討部会を設置し、市民目線でサービスの見直しを進めます。

②実行計画の策定

「スマートむらかみ」実現のための自治体ＤＸ、地域ＤＸについて、それぞれの手順等を検討し、個々の取組に関するアクションプランとして実行計画を策定します。

2　自治体ＤＸ

⑴便利な行政サービスの提供

市民の利便性向上のための新たな行政サービスの構築を行います。

①行政手続のオンライン化

「特に国民の利便性向上に資する手続」は、子育て関係15手続、介護関係11手続、被災者支援関係１手続の27手続について整備を行います。対象手続のうち、本市においては、子育て関係手続は既に大半がオンライン申請可能となっており、介護関係及び被災者支援関係手続については、令和４年度(2022年度)にオンライン化しました。また、それ以外の手続についても、業務改善及び利用者の利便性向上の観点に立ち、積極的にオンライン化を検討するとともに、手続の棚卸や業務運用フローの見直しを行います。

②自治体フロントヤード改革

「書かない」「待たない」「迷わない」「行かない」窓口を理想とする「自治体フロントヤード(住民と行政との接点)改革」について、業務フローの見直しや最適なデジタル技術の導入を検討し、行政手続のオンライン化やキャッシュレス決済の拡大と合わせて利用者の利便性向上と職員の負担軽減を実現します。

③公金収納におけるeL-QRの活用

eLTAX(地方税ポータルシステム)について広く周知し、公金収納におけるeL-QRの活用を促進します。

④マイナンバーカードの普及促進

マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスを令和５年(2023年)２月15日から開始しました。その他にも市民が利便性を感じ取れるマイナンバーカードを利用したサービスの提供を図り、交付率の促進に繋げます。

⑵行政機能の効率化と組織の変革

ICT活用による業務プロセスの改革と「デジタルファースト」を意識した組織の変革を行います。

①自治体情報システムの標準化・共通化

令和７年度末(2025年度末)までに自治体情報システム20業務の機能が標準化・共通化されるとともに、ガバメントクラウドの利用も予定されています。機能が標準化されることにより、対象業務のシステム機能に合わせて業務フローの見直しが必須となります。現行システムの機能及び業務フローについて、標準仕様とのフィット＆ギャップを行い、標準仕様に準拠した新たな業務フローを検討します。

①住民基本台帳　②介護保険　③障害福祉　④就学　⑤固定資産税　⑥個人住民税 ⑦法人住民税　⑧軽自動車税　⑨児童手当　⑩選挙人名簿　⑪国民健康保険 ⑫国民年金　⑬後期高齢者医療　⑭生活保護　⑮健康管理　⑯児童扶養手当 ⑰子ども・子育て支援　⑱戸籍　⑲戸籍附票　⑳印鑑登録

②業務改革(BPR)の取組の徹底

従来の業務フローを見直し、無駄を排除し、価値を最大化することにより、より高い生産性を実現し、市民に対して質の高いサービス提供を行います。

取組にあたっては、全職員がその意義を理解し、自らの業務において積極的に改善に取り組みます。

住民ニーズや業務環境は常に変化しているため、BPRの取組は一過性のものではなく継続的に改善し続けます。

③AI・RPAの利用促進

RPAについては、通常業務やシステム標準化・共通化及び行政手続のオンライン化後の運用、その他業務のシステム入力に関し、業務フローの分析による「定型的で大量の処理を繰り返し行う業務」をRPA導入対象業務としてリストアップし、計画的に導入を進め、全庁に展開します。

AIについては、業務の補助及び効率化としてその有効性を見極めたうえで導入を進めます。

④テレワークの推進

情報セキュリティポリシーや導入事例等を参考にテレワーク環境を構築します。これにより、災害・パンデミック時の事業継続のほか、育児・介護等で制約のある職員の労働生産性向上を図ります。また、行政手続オンライン化や情報システムの標準化・共通化の進展に伴い、更なる働き方改革を推進します。

⑤ペーパーレスの推進、会議・コミュニケーション改革

村上市ペーパーレスアクションプログラムに基づき、紙文化からの脱却を図り業務や会議でのペーパーレスに取り組みます。

会議については目的とゴールを参加者全員が意識しながら時間管理を行うとともに、デジタルツールにより無駄を解消します。

また、主に電話やメールだった職員のコミュニケーションの円滑化を図るため、チャットツールを活用した業務効率化を推進します。

⑶厳格なセキュリティ対策

情報セキュリティの対策と見直しを行います。

①セキュリティ対策の徹底

「自治体DX推進計画」における取組内容を踏まえ、適切な情報セキュリティポリシーの改定を行うことにより、セキュリティ対策の徹底を図ります。また、「ネットワーク三層構造」の抜本的見直しを含めたセキュリティ対策を検討します。

3　地域ＤＸ

⑴個々のライフスタイルに適応した地域社会の実現

一人ひとりの暮らしに合わせた市民生活の質の向上に取り組みます。

①デジタルデバイド対策

機器・サービスに不慣れな人のほか、機器等の利用が困難な人などに対して、ユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮し、地理的、年齢、性別、障害や疾病などにかかわらず、誰もが日常的にデジタルの恩恵を享受できるデジタル社会の実現を目指すため、きめ細やかなデジタル活用支援策を講じます。

②オープンデータの活用

オープンデータやビッグデータの利用による「証拠に基づく政策立案(EBPM)」を推進します。合わせて、市民や事業所のオープンデータ利活用の促進を図ります。

⑵市民に対する行政サービスのデジタル化(暮らしのＤＸ)

各分野における課題の的確な把握を前提とした、デジタル技術の活用による課題解決を着実に推進します。

①健康・福祉のＤＸ

ICTを活用した健康増進支援により、健康寿命を延伸し、障がい者や高齢者等が生き生きと暮らせる社会をつくります。

②子育てのＤＸ

ICTを活用した子育て支援により、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整え、子育てしやすい社会をつくります。

③防災のＤＸ

ICTを活用して、災害に迅速に対応できる社会をつくります。

④生活環境のＤＸ

ICTを活用して、循環型の地域社会をつくります。

⑤学びのＤＸ

ICTを活用して、子どもたちを育む学校教育の充実と、生涯を通じた学びと成果が生かせる社会をつくります。

⑥地域交通のＤＸ

交通資源のICT化によるサービスの高度化で、誰もが自由に移動できる社会をつくります。

⑦行政サービスのＤＸ

市民の利便性を向上させるため、行政サービスのＤＸを進めます。

⑶産業全体のデジタルトランスフォーメーション(産業のＤＸ)

①農林水産業のＤＸ

農林水産業のICT化により、資源のデータ化、作業の効率化、省力化等を進めます。

②商工業のＤＸ

民間事業者が将来ビジョンを描き、デジタル技術を活用した新たな取り組みを支援することで、活気あるまちをつくります。

③観光のＤＸ

地域の魅力を磨き、ICTを活用した観光コンテンツの付加価値を向上させながら、おもてなしのまちをつくります。

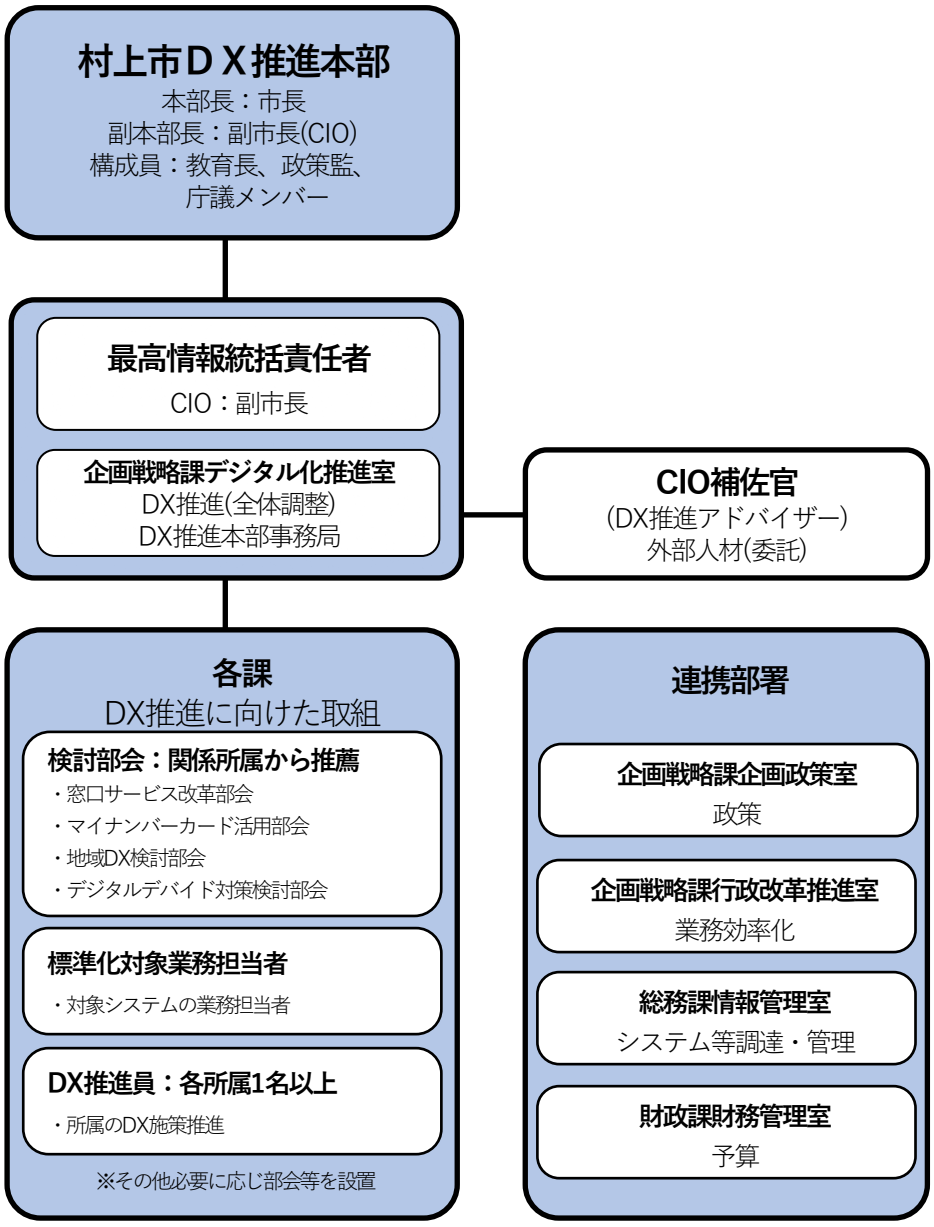
2.6　推進体制

人口減少、少子高齢化や広大な面積を有する本市における安定的な行政サービスの提供や本市を取り巻く環境変化に対応した持続可能な行政運営を行うためには、DXを的確かつスピーディーに推進し「スマートむらかみ」の実現を図る必要があります。

本市では、最高情報統括責任者(CIO)を中心に、令和４年(2022年)４月設置の企画戦略課デジタル化推進室において各課及び連携部署との調整を図りつつ本方針に基づく取組を全庁横断的に推進し、方向性や施策の決定、進捗管理を行うため市長を本部長とした村上市DX推進本部を設置します。

また、必要に応じ設置する各検討部会では取組の実務者レベルでの検討や各種情報共有を行うほか、専門的な助言などを得るため民間の有識者をDX推進アドバイザー(CIO補佐官)として加え着実に推進する体制を整備します。

【図表 2.6-1 DX 推進体制】

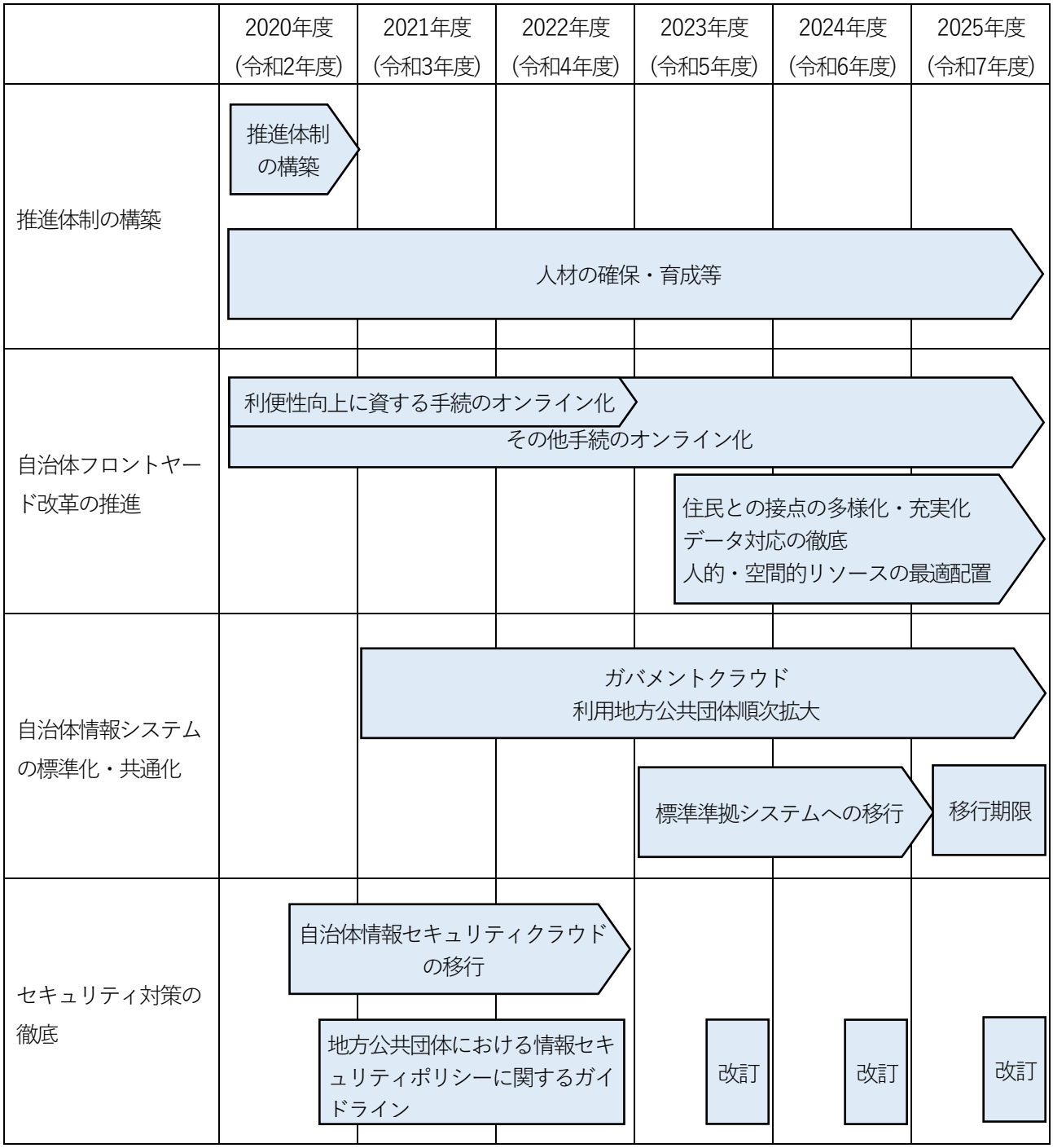


3　スケジュール

3.1　国の自治体DX推進スケジュール

国の自治体DX推進計画に基づく自治体の主な取組スケジュールは以下のとおりです。

【図表3.1-1 自治体の主な取組スケジュール】

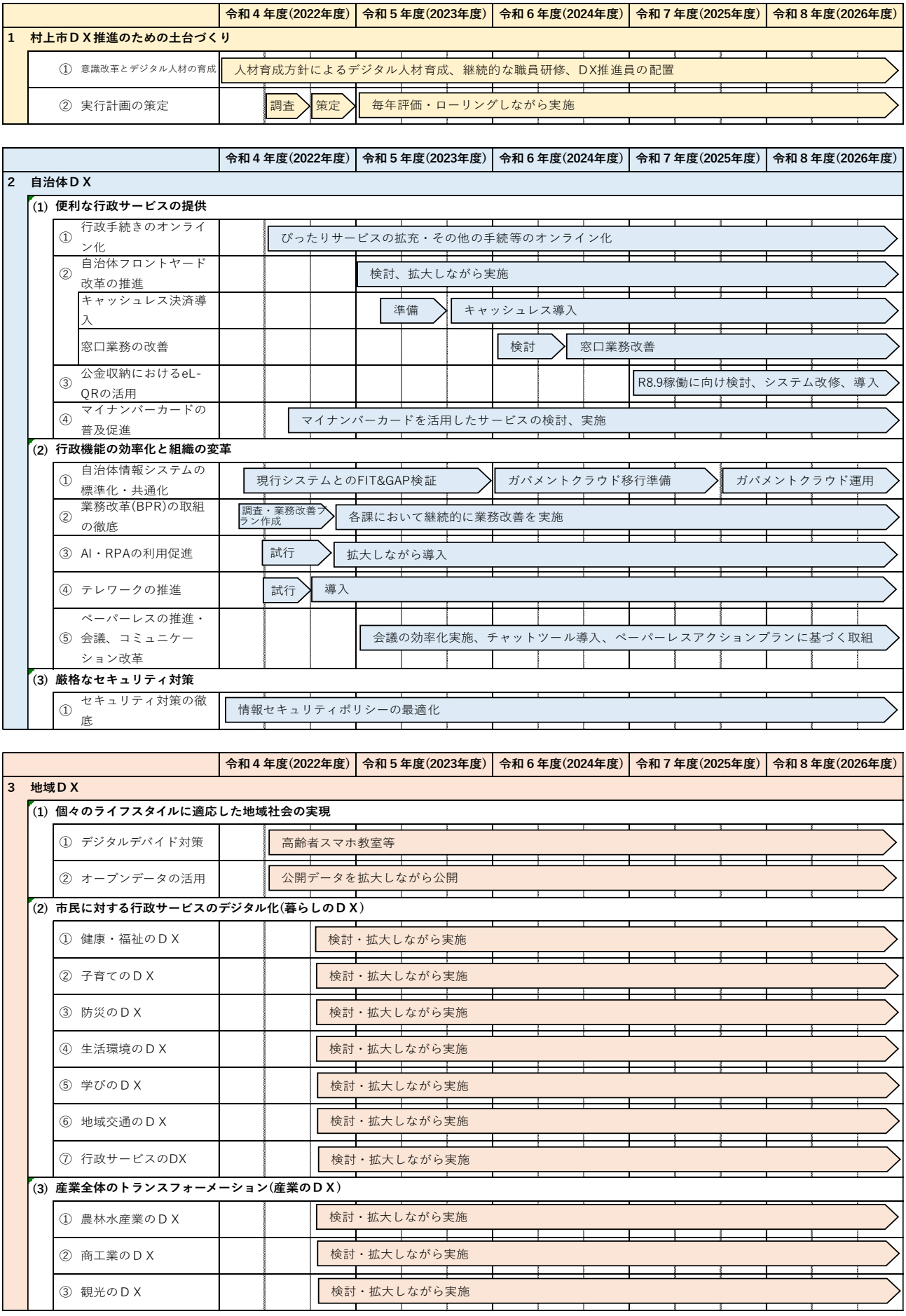


3.2　村上市ＤＸ推進の全体スケジュール

村上市DXにおける取組のうち、前記「3.1 国の自治体DX推進スケジュール」に基づき、令和４年度(2022年度)から令和８年度(2026年度)の５年間に渡り、次のスケジュールで推進します。

また、各取組事項の詳細なスケジュールは実行計画にて定めることとします。

【図表 3.2-1 村上市 DX 推進スケジュール】



(参考)用語集

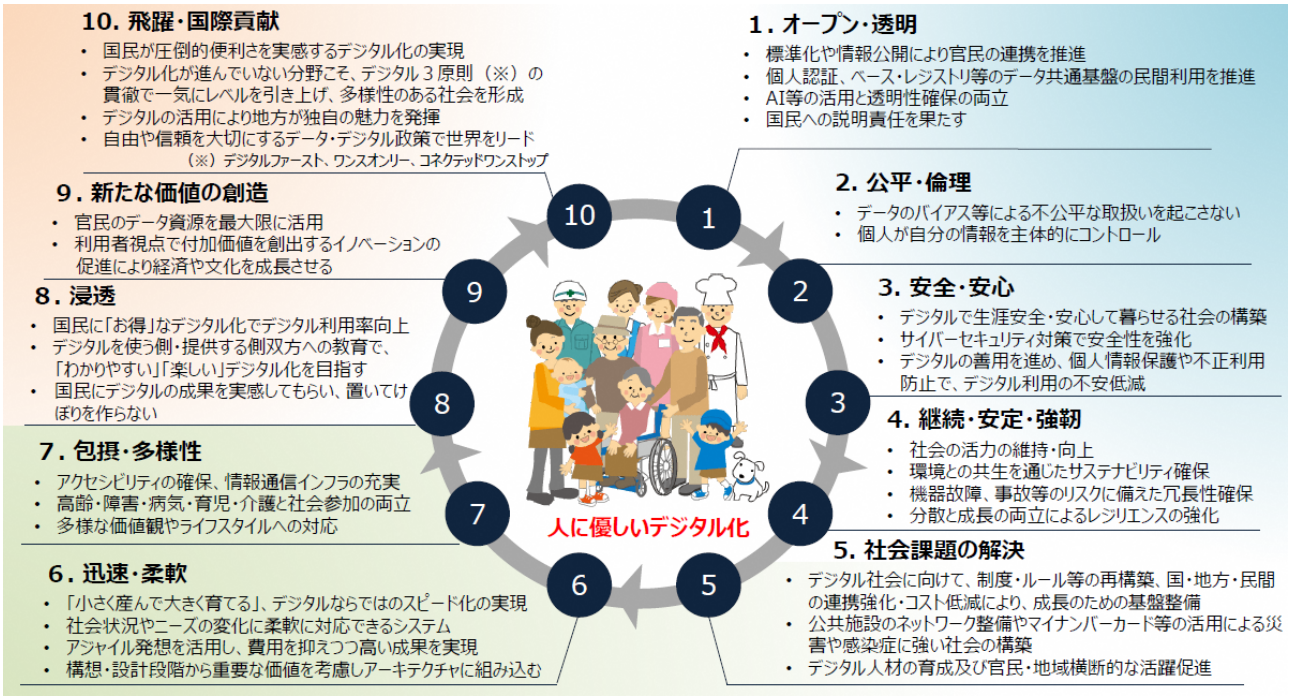
	用語	解説
あ	ICT(アイシーティ)	「Information and Communication Technology」の略。情報通信技術。情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。
	RPA(アールピーエー)	「Robotic Process Automation」の略。人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。主にデスクワークにおけるパソコンを使った業務の自動化・省力化を行うもので、業務の効率化や低コスト化を進めることができる。
い	EBPM(イービーピーエム)	「Evidence-Based Policy Making」の略。統計データや各種指標など、客観的エビデンス(根拠や証拠)を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うこと。
え	AI(エーアイ)	「Artificial Intelligence」の略。人工知能。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断について、コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。
	AR(エイアール)	「Augmented Reality」の略。現実世界の一部に対して、仮想のものや情報を重ね合わせて表示させる技術。
	LGWAN(エルジーワン)	「Local Government Wide Area Network」の略。総合行政ネットワーク。都道府県や市区町村などの地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワーク。地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が運営しており、中央省庁間の広域ネットワークである政府共通ネットワーク(霞ヶ関WAN)とも相互接続されている。
	SDGs(エスディージーズ)	「Sustainable Development Goals」の略。持続可能な開発目標。SDGs は平成 28 年(2016 年)9 月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 か国が平成 29 年(2017 年)から令和 12 年(2030 年)の 15 年間で達成するために掲げた目標。17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成される。
お	オープンデータ	誰でも自由に入手や使用、加工、再配布などができるよう広く一般に公開されているデータ。特に、ソフトウェアなどによる自動処理に適した一定のデータ形式に整理・整形された機械可読(マシンリーダブル)なもの。
か	ガバメントクラウド	政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス(IaaS、PaaS、SaaS)の利用環境。地方自治体の情報システムもこの環境で稼働することを目指している。
き	基幹系システムの標準化・共通化	自治体の主要な 20 業務を処理するシステム(基幹系システム)について、国が作成する標準仕様に基づいて事業者が開発し、国が整備するガバメントクラウド上で提供される標準準拠サービスを自治体が利用すること。
	行政手続のオンライン化	デジタル化による利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、令和 4 年度末(2022 年度末)を目指して、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にすること。具体的には、31 手続を対象として、積極的・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進めることとしている。
く	クラウドサービス	従来は手元のコンピュータに導入して利用していたようなソフトウェアやデータ、あるいはそれらを提供するための技術基盤(サーバなど)を、インターネットなどのネットワークを通じて必要に応じて利用者に提供するサービス。
さ	サービスデザイン思考	市民や職員の一連の行動に着目し、サービス全体を設計する考え方のこと。
	サプライチェーン	原料・材料が部品や半製品に加工され、最終製品が生産されて顧客に販売されるまでのモノの流れのこと。
	自治体フロントヤード	自治体フロントヤードとは、自治体と住民の接点となる窓口や施設のこと。
	市民	本方針における「市民」とは、「市内に居住し、通学し、または通勤する個人及び村上市に関わりのある個人・法人・団体」と定義します。

	用語	解説
	スマートスピーカー	音声操作に対応したAI機能を持つスピーカーで、内臓マイクにより音声を認識し、連携家電の操作などを行うもの。
て	DX(デジタルトランスフォーメーション)	「digital transformation」の略。 行政などの組織や活動、あるいは社会の仕組みや在り方、人々の暮らしなどがデジタル技術の導入と浸透により根本的に変革すること。
	デジタルデバイド	コンピュータやインターネットなどの情報技術(IT：Information Technology)を利用したり使いこなしたりできる人と、そうでない人の間に生じる、貧富や機会、社会的地位などの格差。個人や集団の間に生じる格差と、地域間や国家間で生じる格差がある。
	テレワーク	コンピュータや通信回線などを利用して、勤務先のオフィス以外の場所で仕事をすること。出勤時間の削減、出張経費の削減などを通じ、働き方改革に寄与することが期待されている。また、地方に在住したまま首都圏企業の仕事を行うことができるため、一極集中を回避し地方活性化への期待もされている。
ね	ネットワーク三層構造	業務に利用するデータ保管やシステム構築されている領域と、外部インターネットの接続やサービスを提供する部分を分離することで、セキュリティを高める仕組みを言います。(個人番号利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系の三層ネットワークに分離)
ひ	BPR(ビーピーアール)	「Business Process Re-engineering」の略。 組織などで既存の業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れ(ビジネスプロセス)を最適化する観点から再構築すること。
	ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。単に量が多いだけでなく、様々な種類・形式が含まれる非構造化データ・非定型的データであり、さらに、日々膨大に生成・記録される時系列性・リアルタイム性のあるようなものを指すことが多い。
ふ	5G(ファイブジー)	第5世代移動通信システムの略称で、携帯電話などの通信に用いられる次世代通信規格のひとつ。Gとは「Generation」の頭文字をとったものであり、5世代目であることを表している。
	VR(ヴイアール)	「Virtual Reality」の略。ヘッドマウントディスプレイなどを装着し、現実世界を見ているかのように仮想世界を表示させる技術。
ま	マイナポータル	政府が運営するオンラインサービス。子育てや介護をはじめとする、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりする、自分専用のサイト。
	マイルストーン	プロジェクトのスケジュール管理において、進捗の目安として着目する重要な節目、区切り、目処のこと。「設計完了」「出荷開始」など、工程全体を分割する大項目の開始や終了などを設定することが多い。進捗管理を行うのにプロジェクト全体では大きすぎ、個々の作業項目では小さすぎる場合に、途中にいくつかのマイルストーンを設定し、直近のマイルストーンを目標とすることで正確で効率的な進捗管理が可能となる。
り	RESAS(リーサス)	「Regional Economy (and) Society Analyzing System」の略。地域経済分析システム。産業構造や人口動態、人の流れなどのビッグデータを、マップやグラフでわかりやすく表示できるWebアプリケーション。経済産業省が開発し内閣官房が運営。

村上市デジタルトランスフォーメーション(DX)推進方針

資　料　集

資料①　デジタル社会を形成するための基本10原則



(出典)内閣官房(令和２年(2020年))「デジタル改革関連法案ワーキンググループとりまとめ」

資料②　自治体DX推進計画

自治体ＤＸ推進計画等の概要（計画期間：令和３年１月～令和８年３月）

○ 自治体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策、手順書、参考事例集等を取りまとめ、取組を後押し
○ 各自治体の取組について進捗状況の「見える化」を推進

自治体DX推進計画（2020.12策定、2025.3改定）

■自治体におけるDXの推進体制の構築
① 組織体制の整備　② デジタル人材の確保・育成
③ 計画的な取組　④ 都道府県による市区町村支援

■各団体においてDXを進める前提となる考え方
① BPRの取組の徹底
② 自治体におけるシステム整備の考え方
③ オープンデータの推進・官民データ活用の推進

■重点取組事項
① 自治体フロントヤード改革の推進
② 自治体情報システムの標準化・共通化
③ 公金収納におけるeL-QRの活用
④ マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
⑤ セキュリティ対策の徹底
⑥ 自治体のAI・RPAの利用推進
⑦ テレワークの推進

■自治体DXの取組とあわせて取り組むべき事項
① デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化
② デジタルデバイド対策
③ デジタル原則を踏まえた規制の点検・見直し

自治体DX推進手順書（2021.7策定）

■自治体DX全体手順書（2025.3改定）
・ DXの推進に必要と想定される一連の手順を0～3ステップで整理
ステップ0：認識共有・機運醸成　ステップ1：全体方針の決定
ステップ2：推進体制の整備　ステップ3：DXの取組みの実行

■自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書（2024.９改定）
・ 標準化・共通化の意義・効果、作業手順等を示す

■自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書（2024.4改定）
・ 行政手続のオンライン化の取組方針や作業手順等を示す

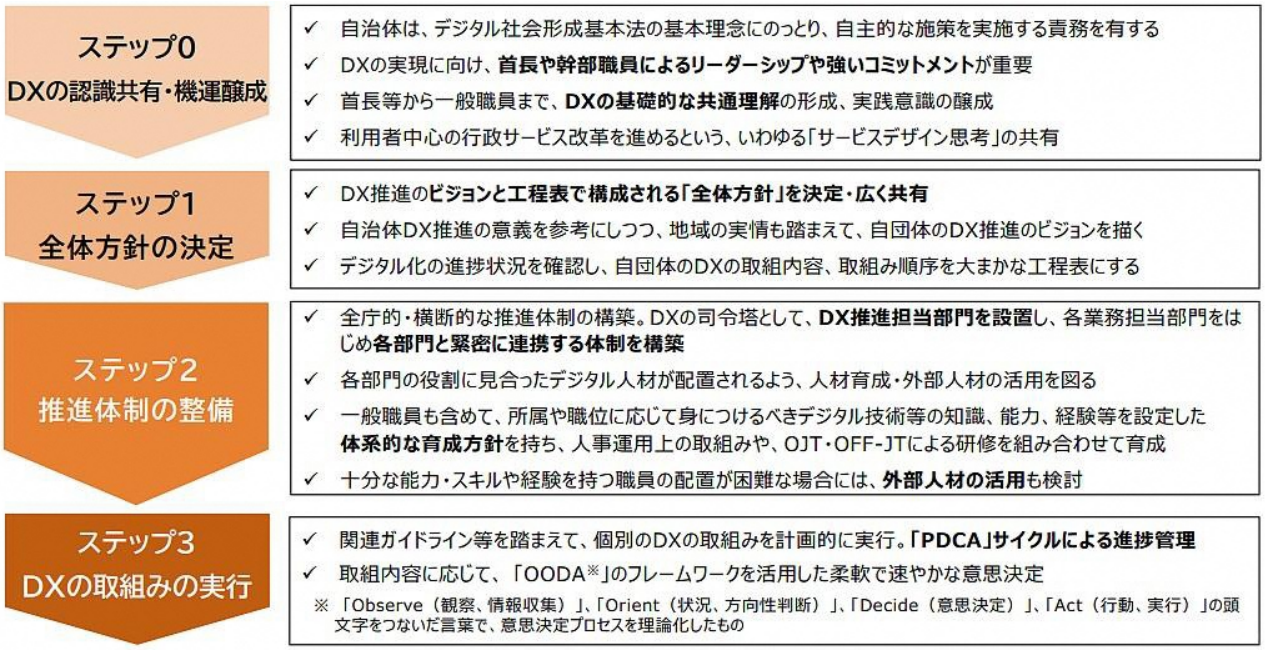
■自治体DX推進参考事例集（2024.4改定）
・ 全国の自治体におけるDXの最新の取組を、①体制整備、②人材確保・育成、③内部DXに整理し、参考事例集としてまとめたもの

地域社会のデジタル化に係る参考事例集（2021.12策定、2024.5改定）

これから事業に取り組む団体の参考となるよう、各事業の概要に加え、事業のポイント・工夫点、取組に至った経緯・課題意識等を参考事例集としてまとめたもの

(出典)総務省「自治体DX推進計画等の概要」

資料③　DX推進手順



(出典)総務省「自治体DX推進手順書」